

令和元年12月期末・勤勉手当の支給について

三重県職員（教員、警察官等を含む。）に支給する令和元年12月期末・勤勉手当（冬のボーナス）については、下記のとおりです。

記

- 1 支給日 令和元年12月10日（火）
- 2 支給月数 一般職 2.1825月（去年同期 2.2825月）
 特別職 1.675月（去年同期 1.775月）

3 支給内訳

職	令和元年12月			平成30年12月
	職員数 (人)	支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	1人あたり 支給額(円)
一般職（管理職を含む） （平均年齢43歳5月）	23,268	19,828,230,555	852,167	896,071
特別職	知事	1	3,108,800	3,294,400
	副知事	2	4,906,074	2,599,487
	小計	3	8,014,874	-
県議会議員	議長	1	2,477,325	2,625,225
	副議長	1	2,185,875	2,316,375
	議員	49	98,777,238	2,136,212
	小計	51	103,440,438	2,150,153
計	23,322	19,939,685,867	-	-

【一般職】

※ 平成30年12月の支給額は、平成30年の人事委員会勧告に基づき地域手当の支給率及び勤勉手当の支給月数を引き上げたことに伴う追給分を含んでいます。

※ 令和元年の人事委員会勧告に基づき、令和元年12月の勤勉手当を0.05月引き上げるための改正条例案について、令和元年三重県議会定例会11月定例会で現在審議中のため、令和元年12月の支給額には勤勉手当の引き上げ分は含まれていません。この勤勉手当引き上げ分については、改正条例成立後に別途支給する予定です。

（勤勉手当引き上げ分：1人あたり約2万円）

【特別職（知事・副知事）】

※ 国の特別職の期末手当の引き上げに準じて令和元年12月の期末手当を0.05月引き上げるための改正条例案について、令和元年三重県議会定例会11月定例会で現在審議中のため、令和元年12月の支給額には期末手当の引き上げ分は含まれていません。この期末手当引き上げ分については、改正条例成立後に別途支給する予定です。

（期末手当引き上げ分：知事 92,800円、副知事 1人あたり73,225円）

【県議会議員】

※ 令和元年12月の期末手当を0.05月引き上げるための改正条例案について、令和元年三重県議会定例会11月定例会で現在審議中のため、令和元年12月の支給額には期末手当の引き上げ分は含まれていません。この期末手当引き上げ分については、改正条例成立後に別途支給する予定です。

（期末手当引き上げ分：議長 73,950円、副議長 65,250円、議員 1人あたり60,175円）

4 支給内容

①一般職

○職員1人あたりの平均支給額は、852,167円（平均年齢43歳5月）です。
（昨年：896,071円（平均年齢43歳5月））

○平成30年12月の平均支給額と比べて、43,904円（4.9%）の減となっています。

その主な理由は、平成30年の人事委員会勧告に基づき、令和元年6月、令和元年12月の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分したことにより、平成30年12月に比べ令和元年12月の支給月数が0.1月の減となっていることによるものです。

期末・勤勉手当の支給月数（一般職）

	6月	12月	合計
平成30年 期末手当	1.225月	1.375月	2.6月
勤勉手当	0.8575月	0.9075月	1.765月
合計	2.0825月	2.2825月	4.365月
令和元年 期末手当	1.30月	1.30月	2.6月
勤勉手当	0.8825月	0.8825月	1.765月
合計	2.1825月	2.1825月	4.365月

※県の厳しい財政状況を考慮し、平成29年度から3ヶ年、勤勉手当の減額措置（6月、12月にそれぞれ0.0425月の減）を実施しており、上表の支給月数は減額措置後の支給月数です。

②特別職

○令和元年6月、令和元年12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分したことにより、平成30年12月に比べ令和元年12月の支給月数が0.1月の減となっています。

期末手当の支給月数（特別職）

	6月	12月	合計
平成30年 期末手当	1.575月	1.775月	3.35月
令和元年 期末手当	1.675月	1.675月	3.35月

③県議会議員

○上記②特別職と同様の見直しを行ったため、平成30年12月に比べ令和元年12月の支給月数が0.1月の減となっています。

期末手当の支給月数（県議会議員）

	6月	12月	合計
平成30年 期末手当	1.575月	1.775月	3.35月
令和元年 期末手当	1.675月	1.675月	3.35月

（参考）平成28年度以降の各期別支給月数（一般職）

年度	6月			12月			合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
H28	1.225	0.80	2.025	1.375	0.90	2.275	2.6	1.7	4.3
H29	1.225	0.8075 (0.85)	2.0325 (2.075)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.715 (1.8)	4.315 (4.4)
H30	1.225	0.8575 (0.9)	2.0825 (2.125)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.765 (1.85)	4.365 (4.45)
R1	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	2.6	1.765 (1.85)	4.365 (4.45)

()は給与減額措置前の支給月数